

## 2. 手 帳 制 度

### 身体障害者手帳

【 内 容 】 身体に障害のある人からの申請により、その障害の程度によって1級から6級までの手帳が交付されます。

【 対 象 者 】 視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害

【手続に必要なもの】

●印の書類は「手続窓口」に備え付けの用紙を使用してください。

【新規交付申請】

● 交付申請書

【障害程度の変更】

● 医師診断書・意見書

【障害の追加】

(指定を受けた医師が記載したものに限りませう。)

【有期認定の更新】

(指定を受けている医師については、下記、問合せ先におたずねください。)

・ 顔写真 1 枚 (【注意】の(1)をご確認ください。)

・ 印かん

【住所の変更】

・ 身体障害者手帳

【氏名の変更】

・ 印かん

【注意】の(2)をご確認ください。

【手帳の紛失】

・ 顔写真 1 枚 (【注意】の(1)をご確認ください。)

・ 身分証明書 (健康保険証・免許証など)

・ 印かん

【手帳の破損等】

・ 身体障害者手帳

・ 顔写真 1 枚 (【注意】の(1)をご確認ください。)

・ 印かん

【所持者の死亡等】

・ 身体障害者手帳

・ 印かん

【 注 意 】 (1)申請に必要な写真について

① 縦4cm×横3cm、1年以内に正面から撮影したもの

② 顔が判別できるもの (帽子やサングラスを着用していないもの)

③ インクジェットプリンタ等で印刷したものは、インクがはがれますので使用できません。

(2)住所・氏名の変更の場合、住民票上の転居・住所変更等の手続を先に行ってください。

(3)通知カードまたは個人番号カードが必要な場合があります。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三瀨総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三瀨町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732

# 療 育 手 帳

【 内 容 】 知的障害のある人からの申請により、一貫した指導・相談、各種福祉サービスを受けやすくするための手帳が交付されます。

【障害の程度】 A1（最重度）、A2（重度）、A3（重度身体障害と中度知的障害の重複）  
B1（中度）、B2（軽度）  
なお、交付の時に指定された年に再判定を受ける必要があります。

【判定について】 **18歳未満** 児童相談所で障害程度の判定を行います。事前に直接児童相談所へ予約してください。新規判定の場合は、判定後、児童相談所から「判定書」が発行されます。必要なものを準備して市役所の障害者福祉課の窓口で手帳の申請手続きをしてください。再判定の場合は、判定終了後、お持ちの手帳に判定結果が記入されます。

**18歳以上** 福岡県障がい者更生相談所で障害程度の判定を行います。事前に市役所の障害者福祉課窓口で判定の予約申込をしてください。再判定の場合は、療育手帳をお持ちください。後日判定日が決まります。新規判定の場合は、判定後、障がい者更生相談所から「判定書」が直接市役所に郵送されます。必要なものを準備して市役所の障害者福祉課の窓口で手帳の申請手続きをしてください。再判定の場合は、判定終了後、お持ちの手帳に判定結果が記入されます。

【手続に必要なもの】 **●印の書類は「手続窓口」に備え付けの用紙を使用してください。**

【新規交付申請】 ● 交付申請書  
● 判定書（18歳未満の方のみ、児童相談所発行の判定書をお持ちください）  
● 顔写真1枚（【注意】の(1)をご確認ください。）  
● 印かん

【住所変更】 ● 療育手帳

【氏名の変更】 ● 印かん  
【注意】の(2)をご確認ください。

【手帳の紛失】 ● 顔写真1枚（【注意】の(1)をご確認ください。）  
● 身分証明書（健康保険証・免許証など）  
● 印かん

【手帳の破損等】 ● 療育手帳  
● 顔写真1枚（【注意】の(1)をご確認ください。）  
● 印かん

【所持者の死亡】 ● 療育手帳  
● 印かん

【 注 意 】 (1)申請に必要な写真について  
① 縦4cm×横3cm、1年以内に正面から撮影したもの  
② 顔が判別できるもの（帽子やサングラスを着用していないもの）  
③ インクジェットプリンタ等で印刷したものは、インクがはがれますので使用できません。

(2)住所・氏名の変更の場合、住民票上の転居・住所変更等の手続を先に行ってください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三潴総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三潴町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町樗津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732
久留米児童相談所	〒830-0047	津福本町 281	☎0942-32-4458	FAX0942-32-4459

## 精神障害者保健福祉手帳

- 【 内 容 】 精神障害のある人からの申請により、その程度によって 1 級から 3 級までの手帳が交付されます。  
一定の障害があることを証明し、各種の福祉サービスが受けやすくなります。

【手続に必要なもの】

●印の書類は「手続窓口」に備え付けの用紙を使用してください。

【新規交付申請】

● 交付申請書

【障害程度の変更】

● 医師診断書・意見書

【更新申請】

精神障害による障害年金を受給している場合は、「年金証書の写し及び直近の振込通知書」を診断書の代わりに持参してください。

- ・顔写真 1 枚（【注意】の(1)をご確認ください。）
- ・印かん

有効期限は 2 年間です。更新に基づき 2 年ごとに障害の状態を再認定し、更新します。

【住所変更】

- ・ 精神障害者保健福祉手帳

【氏名の変更】

- ・ 印かん
- 【注意】の(2)をご確認ください。

【手帳の紛失】

- ・ 顔写真 1 枚（【注意】の(1)をご確認ください。）
- ・ 印かん

【手帳の破損等】

- ・ 精神障害者保健福祉手帳
- ・ 顔写真 1 枚（【注意】の(1)をご確認ください。）
- ・ 印かん

【所持者の死亡等】

- ・ 精神障害者保健福祉手帳

【 注 意 】

(1)申請に必要な写真について

- ① 縦 4 cm×横 3 cm、1 年以内に正面から撮影したもの
- ② 顔が判別できるもの（帽子やサングラスを着用していないもの）
- ③ インクジェットプリンタ等で印刷したものは、インクがはがれますので使用できません。

(2)住所・氏名の変更の場合、住民票上の転居・住所変更等の手続を先に行ってください。

※当該精神疾患に関する初診日から 6 ヶ月を経過した時点で申請することができます。

詳しい内容は、問合せ先におたずねください。

問合せ先・手続窓口				
久留米市役所 障害者福祉課	〒830-8520	城南町 15-3	☎0942-30-9035	FAX0942-30-9752
田主丸総合支所 市民福祉課	〒839-1233	田主丸町田主丸 459-11	☎0943-72-2112	FAX0943-72-3819
北野総合支所 市民福祉課	〒830-1113	北野町中 3245-3	☎0942-78-3552	FAX0942-78-6482
三瀬総合支所 市民福祉課	〒830-0112	三瀬町玉満 2779-1	☎0942-64-2312	FAX0942-65-0957
城島総合支所 市民福祉課	〒830-0211	城島町檜津 743-2	☎0942-62-2112	FAX0942-62-3732